気仙沼市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　気仙沼市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
宮城県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等の名称
気仙沼市営住宅条例（平成十八年気仙沼市条例第百四十九号）に掲げる市営住宅等

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容
法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間
平成三十年四月一日から
平成三十一年三月三十一日まで

平成三十年三月三十日
仙台市青葉区上杉一丁目一番二〇号
宮城県住宅供給公社
理事長　今野　純一

南三陸町町営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　南三陸町に代わって町営住宅及び共同施設（以下「町営住宅等」という。）の管理を行う者
宮城県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う町営住宅等の名称
南三陸町町営住宅条例（平成十七年南三陸町条例第百五十三号）に掲げる町営住宅等

三　一で定める者が行う町営住宅等の管理の内容
法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて町営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が町営住宅等の管理を行う期間
平成三十年四月一日から
平成三十一年三月三十一日まで

平成三十年三月三十日
仙台市青葉区上杉一丁目一番二〇号
宮城県住宅供給公社
理事長　今野　純一

女川町営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　女川町に代わって町営住宅及び共同施設（以下「町営住宅等」という。）の管理を行う者
宮城県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う町営住宅等の名称
女川町営住宅条例（平成九年女川町条例第二十号）に掲げる町営住宅等

三　一で定める者が行う町営住宅等の管理の内容
法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて町営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が町営住宅等の管理を行う期間
平成三十年四月一日から
平成三十一年三月三十一日まで

平成三十年三月三十日
仙台市青葉区上杉一丁目一番二〇号
宮城県住宅供給公社
理事長　今野　純一

大崎市市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　大崎市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
宮城県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等の名称
大崎市市営住宅条例（平成十八年大崎市条例第二百六十号）に掲げる市営住宅等

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容
法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間
平成三十年四月一日から
平成三十三年三月三十一日まで

平成三十年三月三十日
仙台市青葉区上杉一丁目一番二〇号
宮城県住宅供給公社
理事長　今野　純一

名取市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　名取市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
宮城県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等の名称
名取市営住宅管理条例（平成九年名取市条例第二十二号）に掲げる市営住宅等

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容
法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間
平成三十年四月一日から
平成三十一年三月三十一日まで

平成三十年三月三十日
仙台市青葉区上杉一丁目一番二〇号
宮城県住宅供給公社
理事長　今野　純一

岩沼市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　岩沼市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
宮城県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等の名称
岩沼市営住宅条例（平成九年岩沼市条例第十号）に掲げる市営住宅等

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容
法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間
平成三十年四月一日から
平成三十一年三月三十一日まで

平成三十年三月三十日
仙台市青葉区上杉一丁目一番二〇号
宮城県住宅供給公社
理事長　今野　純一

亘理町町営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　亘理町に代わって町営住宅及び共同施設（以下「町営住宅等」という。）の管理を行う者
宮城県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う町営住宅等の名称
亘理町町営住宅条例（平成九年亘理町条例第二十一号）に掲げる町営住宅等

三　一で定める者が行う町営住宅等の管理の内容
法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて町営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が町営住宅等の管理を行う期間
平成三十年四月一日から
平成三十三年三月三十一日まで

平成三十年三月三十日
仙台市青葉区上杉一丁目一番二〇号
宮城県住宅供給公社
理事長　今野　純一

第18期決算公告

平成30年3月30日　東京都中央区八重洲一丁目4番16号
株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント
代表取締役社長　城崎　好浩

貸借対照表の要旨（平成29年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,150	流動負債	127
固定資産	154	（賞与引当金）	(20)
有形固定資産	19	固定負債	11
無形固定資産	12	（役員退職慰労引当金）	(9)
投資その他の資産	121	株主資本	1,154
		資本金	350
		資本剰余金	804
		利益準備金	87
		その他利益剰余金	716
		（うち当期純利益）	(272)
		評価・換算差額等	10
		その他有価証券評価差額金	10
資産合計	1,304	負債・純資産合計	1,304